

安田町新庁舎建設設計施工プロポーザル 審査要領

平成29年9月
安田町

この審査基準は、安田町が実施する新庁舎建設事業に係る設計及び施工の契約候補者を選定するに当たり、安田町新庁舎建設設計施工プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という）が、最優秀提案者等を決定するためのものです。安田町新庁舎建設設計施工プロポーザルの一次及び二次審査に関する事項を次のとおり定めます。

1. 審査の対象となる者

審査は次の内容をすべて満たす者を対象として行います。したがって、実施要領で示した要件等を満たしていない者は失格となります。

- ①「安田町新庁舎建設設計施工プロポーザル実施要領」（以下、実施要領という。）に規定する参加資格要件及び参加条件等を満たす者。
- ②実施要領に規定する期限内に必要な書類を提出した者。
- ③実施要領及び提出書類作成要領に基づき、適正に書類を作成した者。

2. 審査の方法

最優秀提案者の決定の方法は、一次審査、二次審査の二段階の審査により決定します。

1) 一次審査

審査委員会において、審査委員が下記の「評価基準」等に基づき書面審査を行い、すべての書面審査の終了後に、二次審査への書類提出を要請する者を3～5者程度選定します。

2) 二次審査

審査委員会において、一次審査で選定された者からのプレゼンテーションを受け、ヒアリングを行い、本事業に最もふさわしいと考えられる提案者として、最優秀提案者を1者、次点として優秀提案者1者を選定します。

3. 一次審査の評価項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目ごとの配点は下記のとおりです。

評価項目	様式	配点	備考
参加者事業者の概要	様式6	10	
事業実行体制及び設計・施工事業者の概要等	様式7、8	20	
設計における担当主任技術者調書	様式9	20	

施工における担当主任技術者調書	様式 10	20	
課題に対する提案	様式 11	30	
計		100	

4. 二次審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりです。

評価項目	様式	配点	備考
課題1に対する提案	様式 13-1	10	
課題2に対する提案	様式 13-2	10	
課題3に対する提案	様式 13-3	10	
課題4に対する提案	様式 13-4	10	
課題5に対する提案	様式 13-5	10	
課題6に対する提案	様式 13-6	10	
課題7に対する提案	様式 13-7	10	
事業費提案	様式 14-1	30	* 1
計		100	

* 1 提案金額点の計算式は、提案金額点＝配点（30点）×最安の提案金額/提案金額で算出する。

小数点以下は切り捨てる。

5. 通知・公表

一次審査及び二次審査の結果は、参加者に通知するとともに公表します。